

H25年度全国知的障害関係施設長会

2013.6.5(日)

シンポジウム

「居住支援における具体的な支援方法と制度運用について」

# ひとりひとりの 地域生活の豊かさを目指して

社会福祉法人愛光園

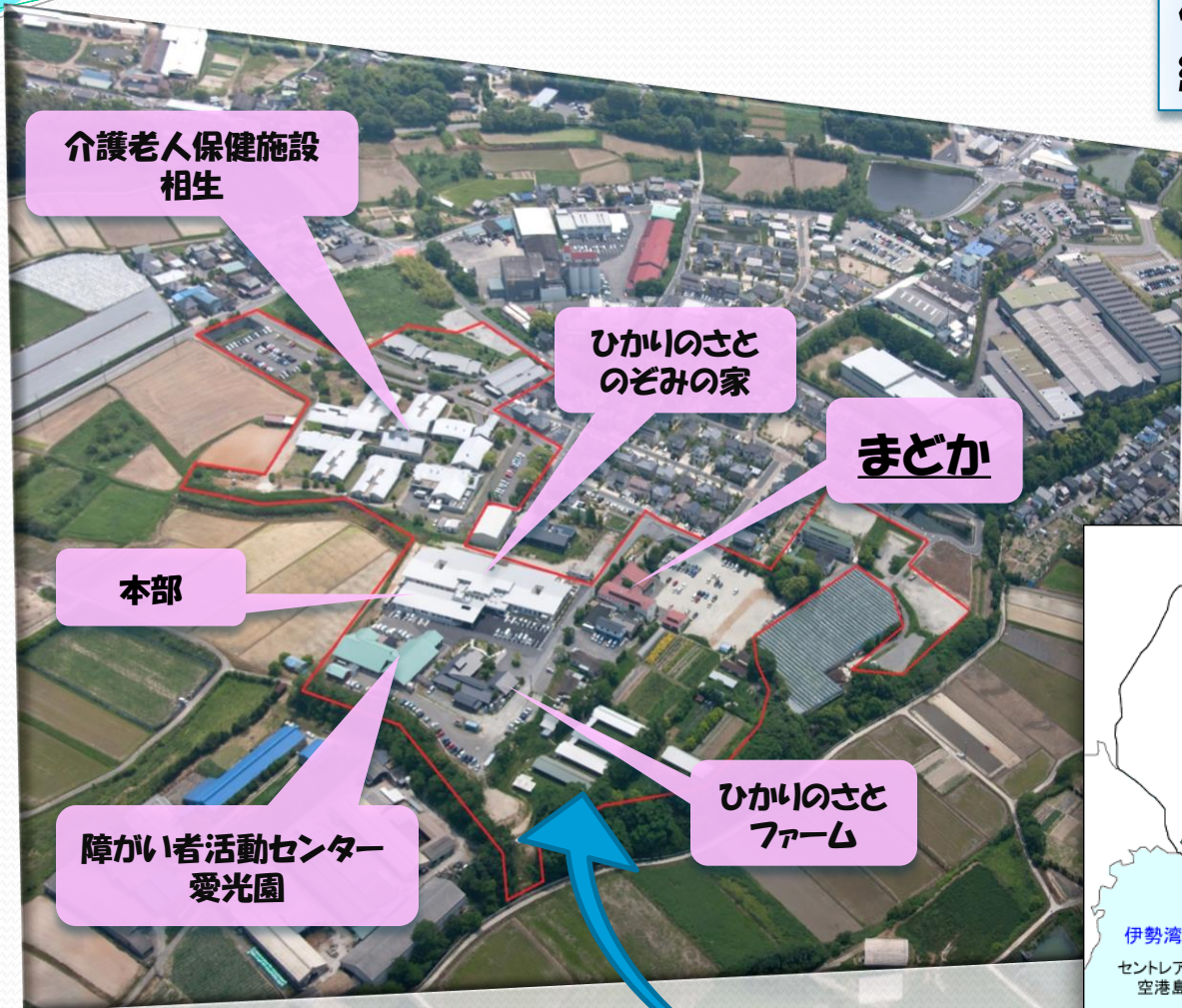
障がい福祉事業部 部長

障害者支援施設まどか施設長(兼務)

渡部 等

# 所在地

住所: 愛知県知多郡東浦町  
総敷地面積: 10万㎡



# 概要

<b>[法人名]</b>	<b>社会福祉法人 愛光園</b>
<b>[設立]</b>	<b>1965年4月</b>
<b>[基本金]</b>	<b>7億6298万円 (2013年3月末)</b>
<b>[事業収入]</b>	<b>23億1千万円 (2012年度)</b>
<b>[従業員数]</b>	<b>552名 (2012年4月1日時点)</b>
<b>正規職員</b>	<b>213名 (平均年齢 35.6歳)</b>
<b>非常勤職員</b>	<b>318名 (平均年齢 45.4歳)</b>

**[本部所在地]** 愛知県知多郡東浦町大字緒川字東米田33番3

**[事業内容]**

- ①高齢福祉事業**
- ②障がい福祉事業**
- ③療育・相談支援事業**

⇒就労支援、入所支援、在宅支援、生活支援、日中活動支援、相談支援など、幅広く支援を行っています。

# 組織図

**本部**  
総務部

## 高齢福祉事業部

高齢入所支援グループ

- ①介護老人保健施設 相生

高齢在宅支援グループ

相生指定居宅介護支援事業所

- ②グループホーム もくせいの家

- ③デイサービスセンター こぶし

相生ヘルパーステーション

- ④あいおい刈谷

## 療育・相談事業部

療育・相談支援グループ

- ①大府市発達支援センター おひさま

- ②障がい児等療育支援事業 らいふ

知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク

障がい者総合支援センター

## 障がい福祉事業部

障がい入所支援グループ

- ⑤ひかりのさとのおみの家

- ⑥まどか

障がい通所支援グループ

- ⑦障がい者活動センター 愛光園

- ⑧ひかりのさとファーム

- ⑨障がい者就職トレーニングセンター

- ⑩もちの木園

地域生活支援グループ

- ⑬知多地域障害者生活支援センター らいふ

- ⑭愛光園地域居住サポートセンター・びわの木

- ⑮愛光園グループホーム・ケアホームセンター

ヘルパーステーションりんく



ひかりのさとファーム

ひかりのさとファーム  
ひかりのさとファーム  
ひかりのさとファーム



障がい者活動センター 愛光園

障がい者活動センター 愛光園



豊明市

ひかりのさとので済の家



入所施設

通所施設

就職トレーニングセンター



東海市

大府市

おひさま支援センター おひさま



まどかか



相談支援

刈谷市

愛光園GRCH  
センター  
ヘルプステーション  
りんく



知多市

東浦町

ヘルプステーション

グループホーム・ケアホーム  
(17ホーム+1福祉ホーム)

高浜市

阿久比町

社会福祉法人愛光園  
地域福祉の展開

知多地域障害者生活支援センター  
らいふ (相談支援部門)  
(相談支援部門)



知多地域障害者生活支援センター  
らいふ (直接支援部門)  
(直接支援部門)



愛光園地域居住サポートセンター  
愛光園地域居住サポートセンター  
愛光園グループホームサポートセンター



阿久比町 うちの木園



# 愛光園のグループホーム設立の足跡

平成4年度
平成5年度
平成6年度
平成7年度
平成8年度
平成9年度
平成10年度
平成11年度
平成12年度
平成13年度
平成14年度
平成15年度
平成16年度
平成17年度
平成18年度

戸田ホーム(4)

緒川ホーム(4)

仲間の家(4)、新町ホーム(4)

うさかホーム(4)

みずきホーム(4)、森岡ホーム(4)

たつみホーム(4)、江端ホーム(4)、みやづホーム(4)

おあしす(4)、横根ホーム(4)、加木屋ホーム(4)



※4年間グループホームの開設はありませんでした

グループホームのセンター化(グループホームセンター)

たつみホーム(1名定員増)、せるぼホーム(2)


小規模作業所ひかりのさとファーム開設

授産施設ひかりのさとファーム開設

障害者自立支援法施行

# 愛光園のグループホーム設立の足跡 2

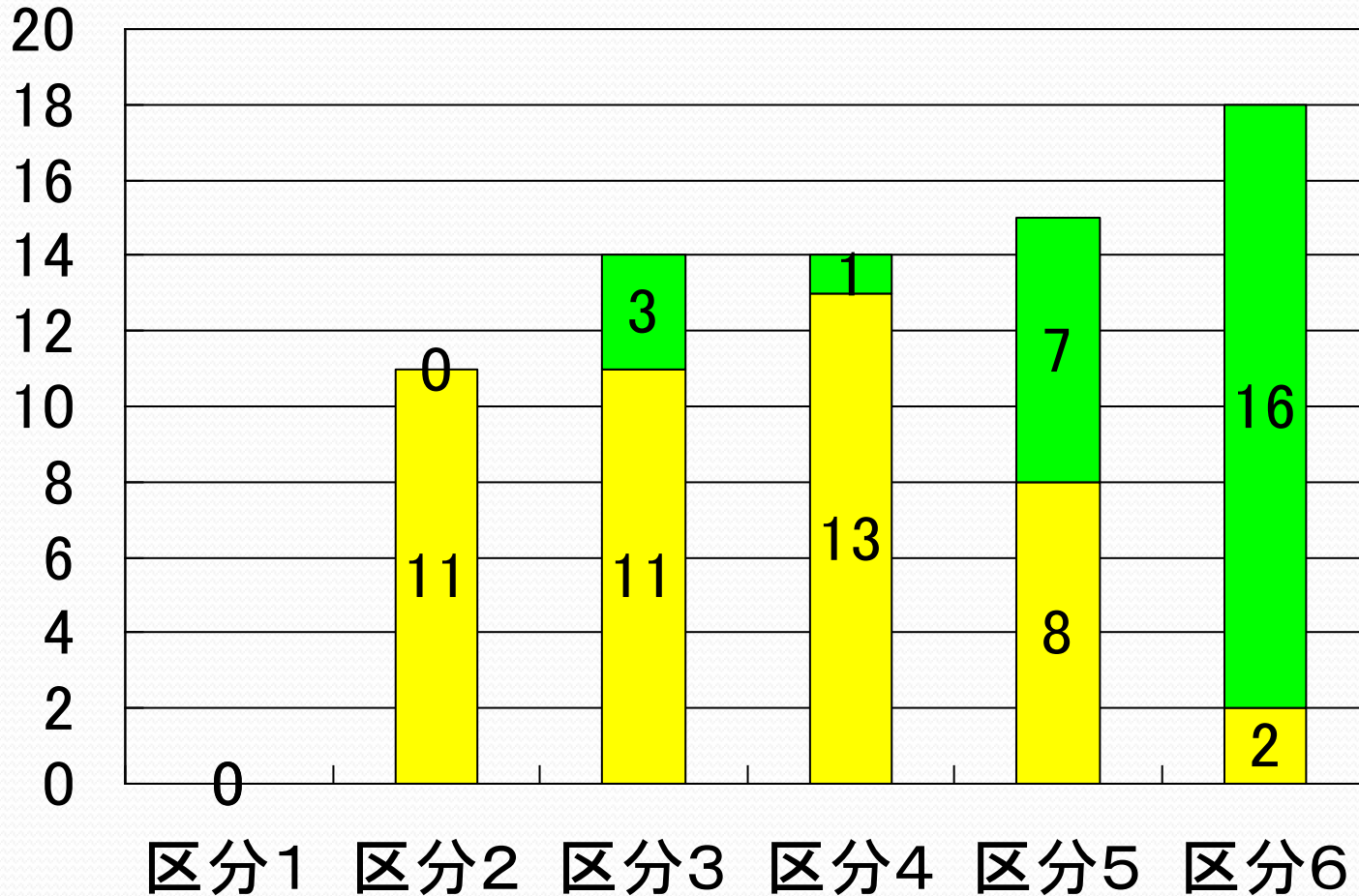
## 障害者自立支援法施行

平成18年度	<p>愛光園地域居住サポートセンター</p> <p>愛光園グループホーム・ケアホームセンターに事業所名変更</p> <p>たつみホーム(1名定員増)、せるぼホーム(2)</p>	 <p>報酬額の大幅減 人材不足</p>
平成19年度	<p>新仲間の家新築</p>	
平成20年度	<p>おあしす・仲間の家(3名定員増)</p>	<p>サービス管理の向上</p>
平成21年度	<p>江端ホーム:体験利用(1名)コニーから地域移行</p> <p>仲間の家(1名定員増) + 体験利用(3名)</p> <p>わいわいハウス(5名定員増) + 体験利用(22名)</p> <p>地域生活移行プロジェクトの本格始動</p>	<p>人材育成のレベルアップ</p> <p>組織力を高める</p>
平成22年度	<p>身体障がい者対応ケアホームくらら(女性7名)法人新築</p>	
平成23年度	<p>身体障がい者対応ケアホームおれんち(男性7名)法人新築</p>	
平成24年度	<p>藤江ホーム(中古住宅購入)、ひまわりホーム(賃貸1戸建大改造)</p>	

# 障害程度区分

平均程度区分:4.2

- GHCHセンター
- 地域居住サポートセンター





# グループホーム・ケアホームに適正な支援が行き届くために！「類型化でみる」(1)

類型化	朝夕支援	土日の昼支援	夜勤者あり	複数支援	ホームヘルプ利用	ホーム名
I	△					せるぼホーム
II	○					横根ホーム、江端ホーム、みやづホーム、ひまわりホーム、わいわいハウス
III	○	○				藤江ホーム、加木屋ホーム、戸田ホーム
IV	○	○	○			おがわホーム
V	○	○	○	○		森岡ホーム、たつみホーム
VI	○	○	○	○	○	おあしす、仲間の家、みずきホーム、くらら、おれんち



# 愛知県「既存の戸建て住宅を活用したGH等の供給を促進するための連絡会議」

- ▶ 愛知県では、障害者の地域移行を推進するため、既存の戸建て住宅を活用したグループホーム等の供給を促進する上での現状把握や必要性、事業所への審査指導及び建築基準法等各種法令の規制緩和の取扱い等について検討することとなりました。
- ▶ スケジュール：5～7月の3回集中開催  
8月にパブリックコメント  
9月施行

# 第3期愛知県障害福祉計画(H24～26年度)のGH等目標値

H26年度目標値:4,532人 (H22年度サービス提供量2,266人を倍増)

	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末 (見込)	26年度末 (見込)
事業所数	181	199	226	267	310	360
定員数(人)	1,914	<b>2,266</b>	2,574	3,143	3,709	<b>4,377</b>

※見込:22年度末から24年度末の伸び率を平均し、25年度末と26年度末に予測

※目標達成も難しい実態がある。

※仮に目標を達成したとしても、全国レベルでは依然下位の状況が予測される。



【厚生労働省調査結果（24年6月公表。人口10万人当たりの利用者数）】

順位	平成22年度実績		平成26年度見込 (第3期計画)	
	都道府県名	利用者数(人)	都道府県名	利用者数(人)
1	島根県	122.6	島根県	185.2
2	北海道	116.6	北海道	173.4
3	長崎県	101.2	高知県	164.4
4	岩手県	99.6	長崎県	164.2
5	高知県	95.6	岩手県	144.1
～			～	
43	千葉県	29.4	<b>愛知県</b>	<b>49.5</b>
44	岐阜県	29.4	埼玉県	45.2
45	兵庫県	29.2	福島県	未策定
46	<b>愛知県</b>	<b>28.5</b>	静岡県	未提出
47	埼玉県	23.5	福岡県	未提出
全国平均		56.6		89.9

# 既存の戸建て住宅の活用について

➤障害者のグループホーム等の住居は、厚生労働省基準省令上「住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域」に設置するよう規定されているため、既に地域の中に既に設置されている既存戸建て住宅は、要件に合致している。

➤また、4～5名程度の小規模な住宅定員で開設されることが多いため、現在運営されているグループホーム等の約84%は200 m<sup>2</sup>未満であり、69%は既存建物を活用（民家転用型は43%）しているため、今後、設置を促進する上で、既存戸建て住宅の活用策を講じる必要がある。

# 既存戸建て住宅を転用したホームの の良い点

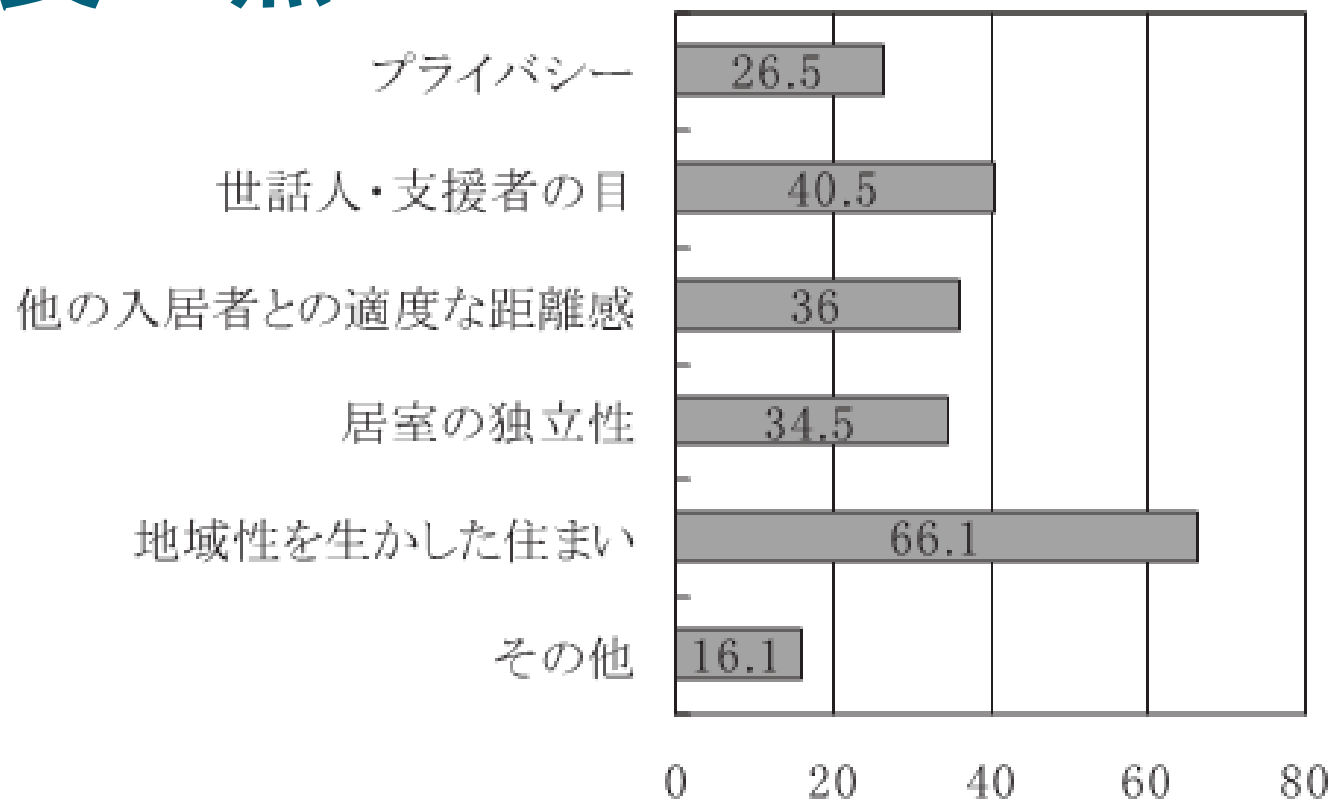


図 10 戸建て住宅を転用したホームの良い点  
(重複回答)  
(N=766)

# 用途変更に伴う、天井裏の界壁工事 (防火改修)

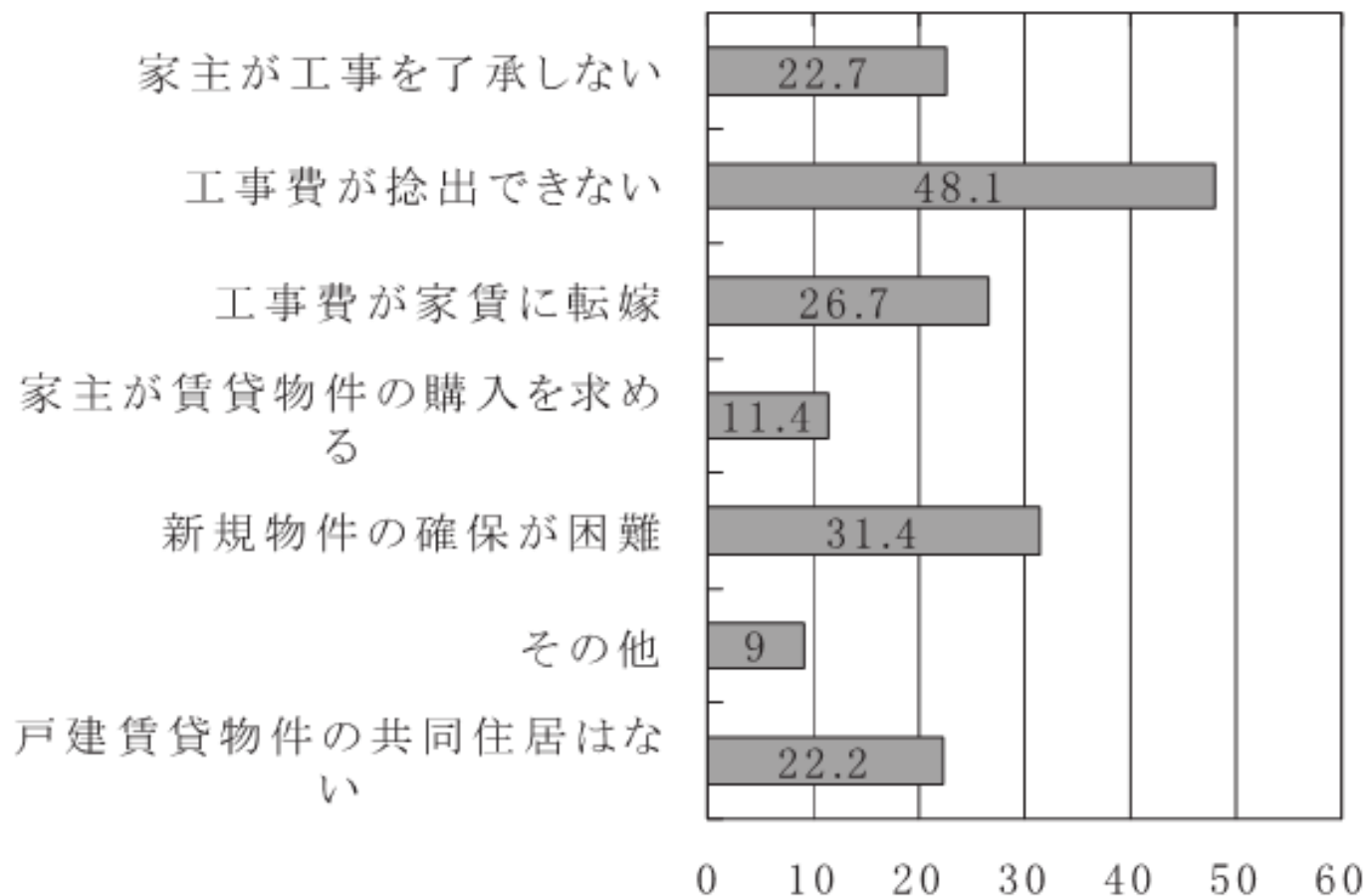
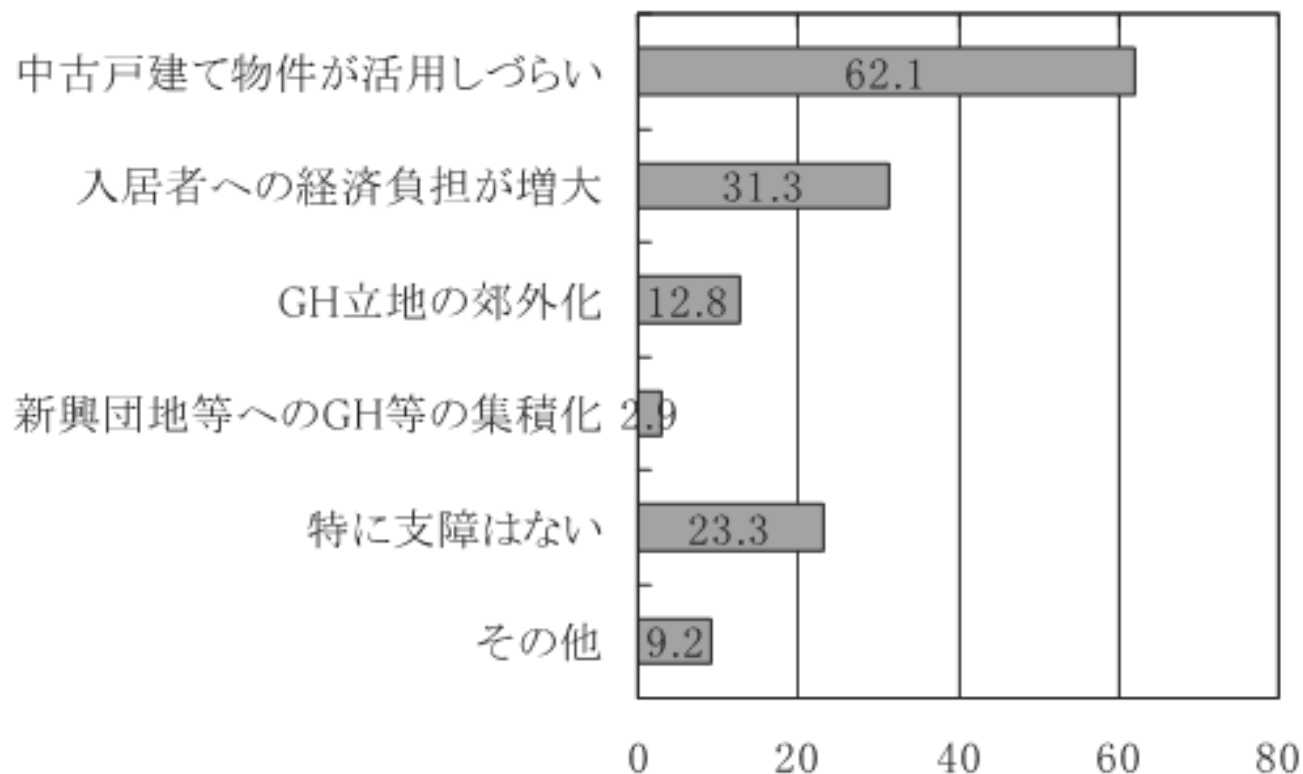


図 19 天井裏界壁工事が必要となった場合、  
想像される事態 (重複回答) (N=757)



# 建築基準法の用途判断の運用基準の変更により生じる支障



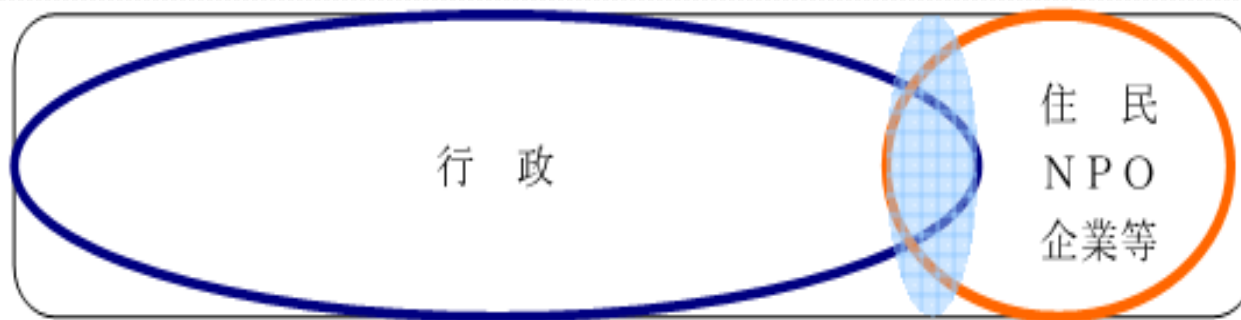
建築基準法の用途判断の運用基準の変更により生じる支障（重複回答）（N=760）

# 協働の仕組みづくり

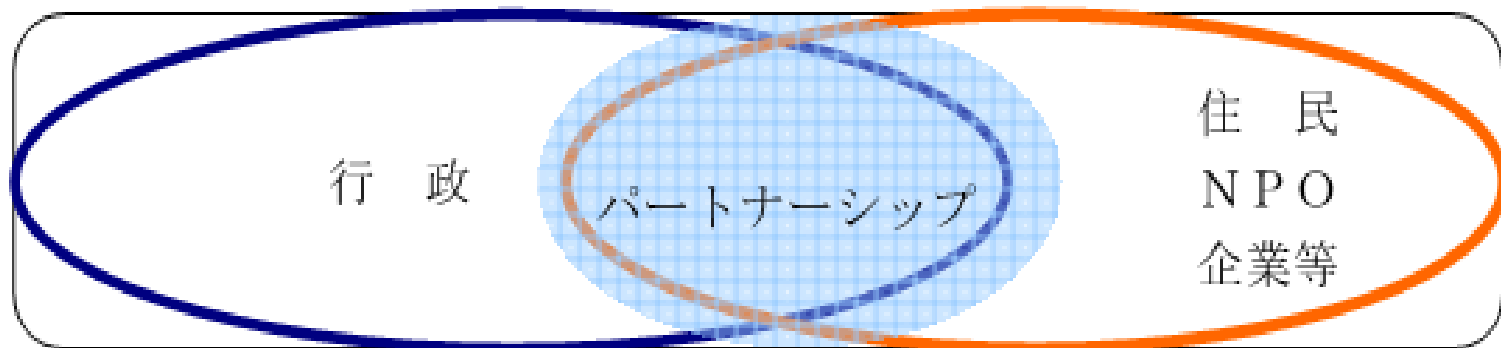
➤地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをする。

# 「新しい公共」の形成

これまでの  
提供体制

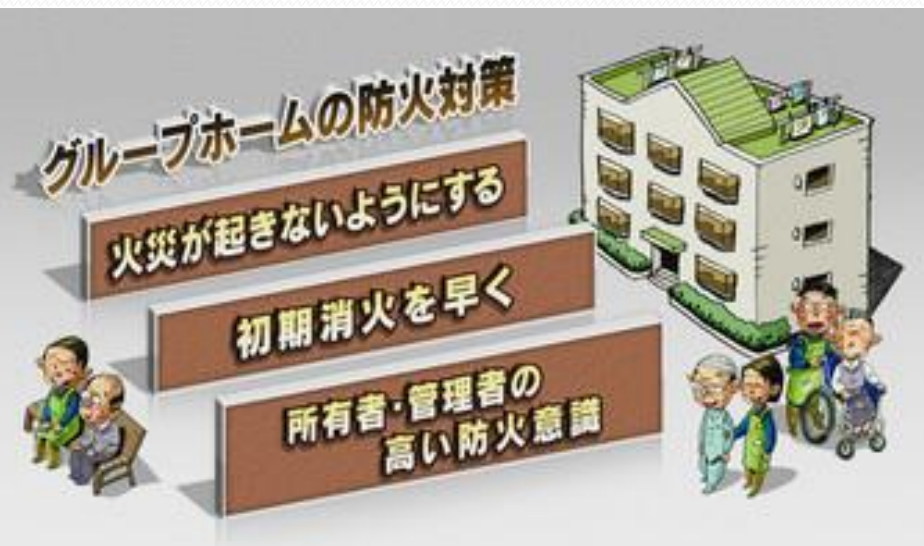


これからの  
提供体制



公共サービスの担い手における環境変化

# 安全の確保の課題





# 総合的な安全の確保

- ▶グループホームの建物と設備と人と、それぞれの対応を総合的におこなうことにより、必要な安全性を確保する。
  - ▶人命を守ることが目標だとしたら、その目標を達成するためにどうすればいいのかということこそが重要である。人命は、建物だけで守れるものでもないし、設備だけで守れるものでもない。また人だけで守れるものでもない。
  - ▶グループホームの建物と設備と人と、それぞれの対応を総合的におこなうことにより、必要な安全性を確保する。
- (GH学会「既存の戸建住宅を活用した小規模グループホーム・ケアホームの防火安全対策の検討」より)

# 建築設計資料

建築思潮研究所・編  
林 章・著



DATA FILE OF  
ARCHITECTURAL  
DESIGN & DETAIL  
ISBN 0294-4267

## 80 グループホーム 知的障害者の 住まいと生活支援

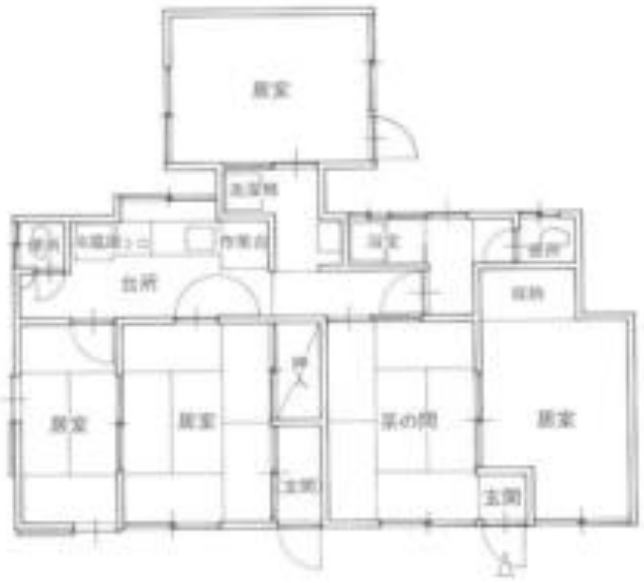
知的障害者の地域生活支援。生活障害者によるグループホームの運営に際して、グループホームでの生活、知的障害者のグループホームの運営、施設運営による知的障害者の生活支援の具体的な一例。 ●東京府立総合リハビリテーションセンター



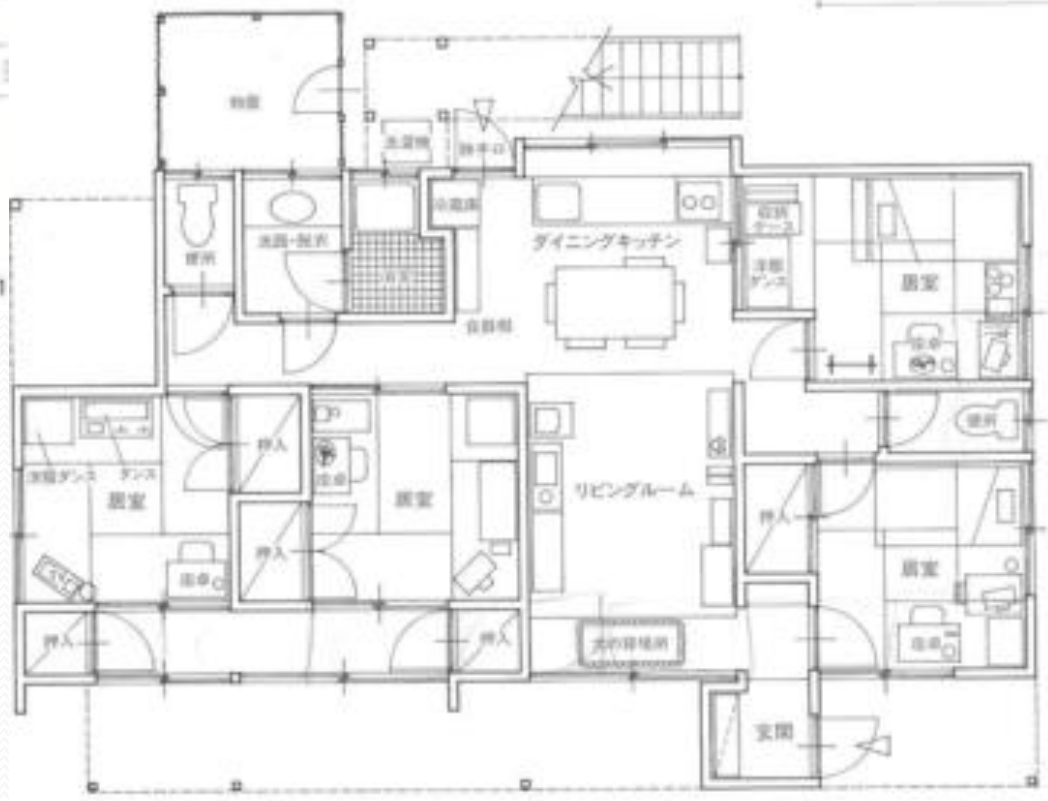
RFI-建築資料研究社

「グループホーム」の入り口の段差の撤去方法。写真撮影：RFIセンター





旧戸田ホーム 平面図 1/1



1階平面

















# 佐々木さんが書き留めた思い

- 「ほ一むにくらすまえといまではいまのほうがたのしいです」
- 「これからも とだホームでゆっくりくらいたいとおもっている」
- 「できないことはたのんでやってもらってくらしています」















み ち の り

# 道 程

—誰もが安心して過ごせる

地域の暮らしを目指して—

社会福祉法人 愛光園  
ひかりのさとファーム



「じゆうがあるで  
なかまがおるで  
わたしの家だよ」

佐々木 敏夫



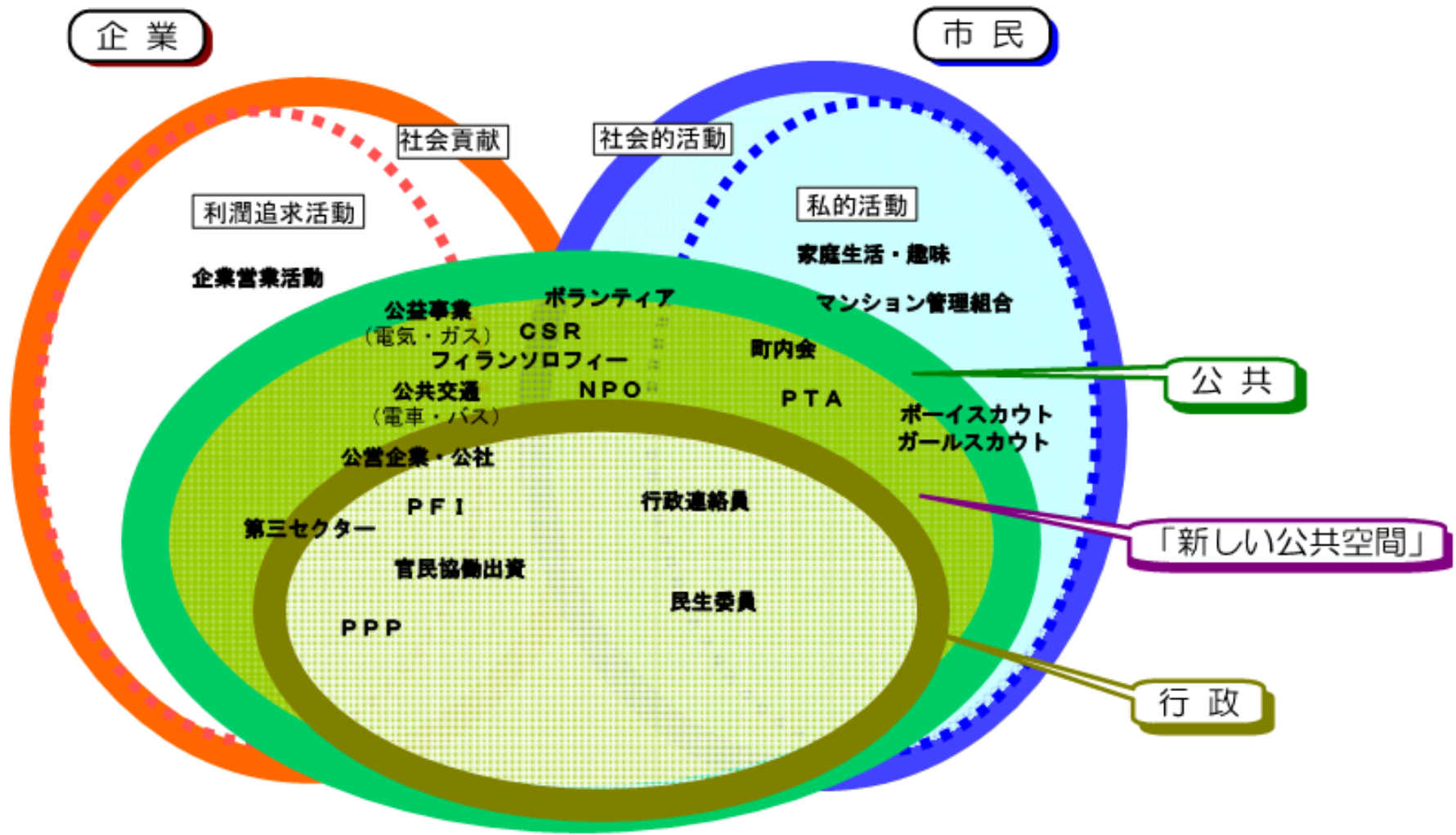
じかみがあるよ

なかまがあるよ

わたしの家だよ



# ソーシャルキャピタル＝地域福祉力



# ソーシャルキャピタル

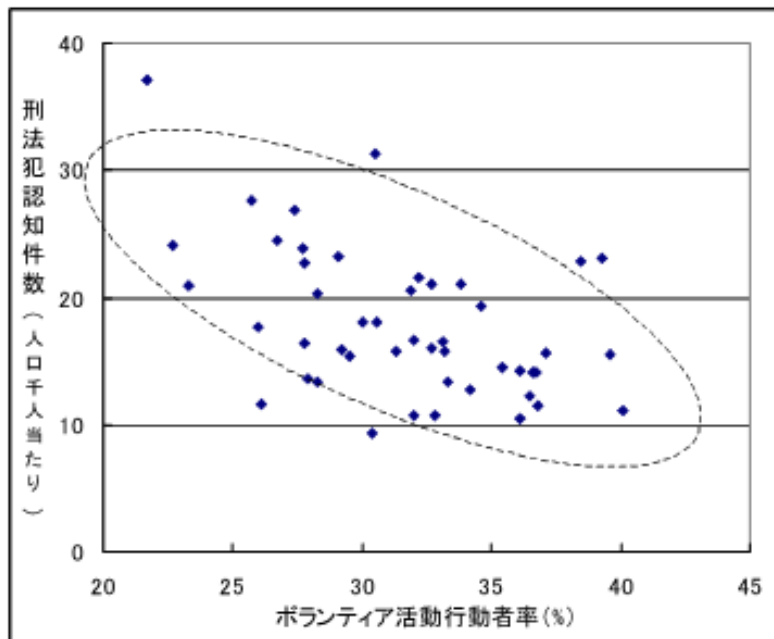
## 各構成要素における個別指標

構成要素	(サブ指標)	採用する個別指標
I. つきあい・交流	(近隣でのつきあい)	(i) 隣近所とのつきあいの程度 (ii) 隣近所とつきあっている人の数
	(社会的な交流) 単純平均値を算出 ↓ つきあい・交流指数	(iii) 友人・知人とのつきあいの頻度 (iv) 親戚とのつきあいの頻度 (v) スポーツ・趣味・娯楽活動への参加状況
II. 信頼	(一般的な信頼)	(VI) 一般的な人への信頼
	(相互信頼・相互扶助) 単純平均値を算出 ↓ 信頼指数	(VII) 近所の人々への信頼度 (VIII) 友人・知人への信頼度 (IX) 親戚への信頼度
III. 社会参加	(社会活動への参加) 単純平均値を算出 ↓ 社会参加指数	(X) 地縁的な活動への参加状況 (xi) ボランティア活動者率 (xii) 人口一人当たり共同募金額

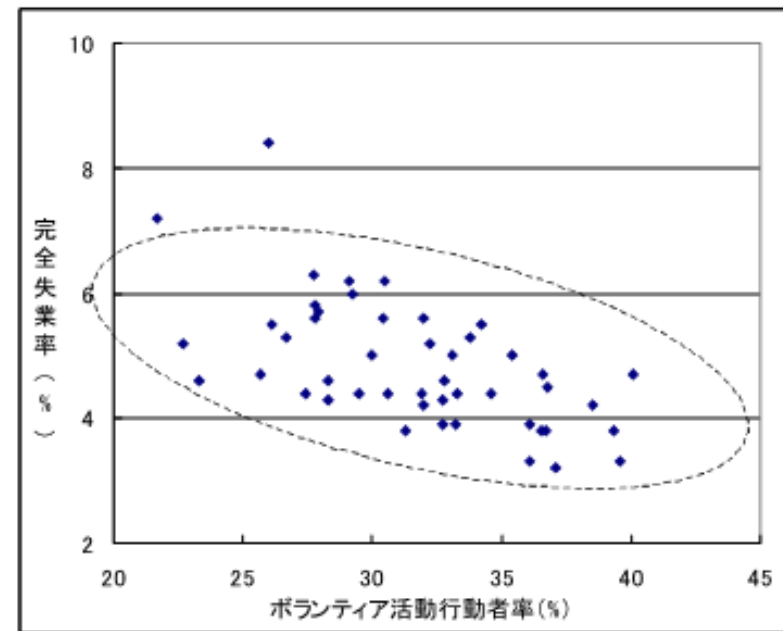


### 統合指数

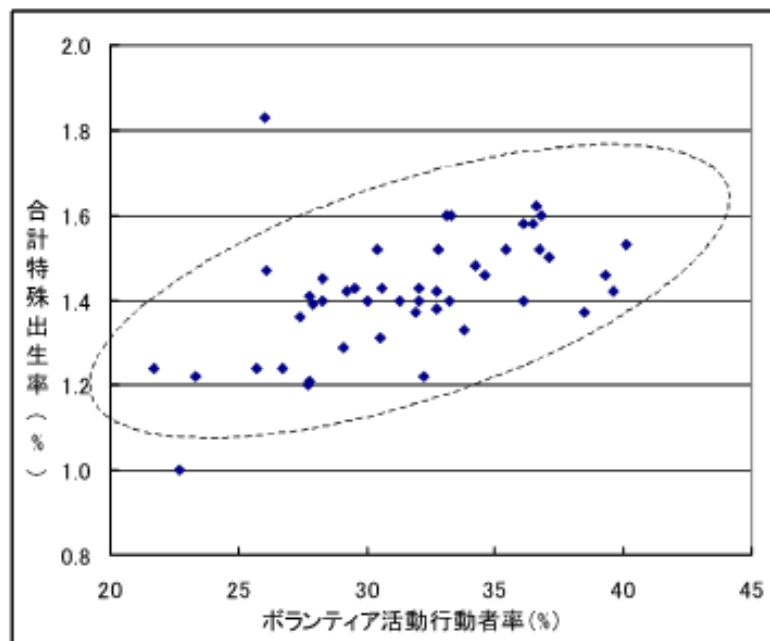
( I ~ III の個別指数の単純平均値 )



ボランティア活動行動者率と犯罪発生率



ボランティア活動行動者率と失業率



ボランティア活動行動者率と出生率

## 5. グループホーム

障害者総合支援法により、ケアホームと一体化した後のグループホームでは、障がいの重い人が地域で暮らすことができるよう、状況に応じて必要な支援が確実に届く仕組みが必要である。また、地域社会で自立生活を進めるために共同住居(家)という原点にたった制度構築が必要である。

グループホームは、①本人の自己決定に基づく個別支援と、憩い・団らん、および自己選択や地域生活技術の相互支援・相互形成をはかり(合議運営的なあり方)、②共同住居(家)としての規模で、介護・支援の共同的効率化・安定化を行い、③地域内で地域住民としての認知を目指すことを目的とする。対象利用者は、グループホームで生活することを希望する者で、ケアマネジメントの手続きを経て利用が適切と判断された者とする。

本体ホームのサテライトとして、1人住まいのアパート等をサテライト型住居として設置し、一人暮らしを行う障害者への支援ができる制度を新たに創設する。

建築基準法、消防法、都市計画法等の規制により、地域社会にグループホームを設置することが困難な状況になっているので、利用者の安全面に配慮しつつ、関係法令の要件見直しや規制緩和を検討する必要がある。

今後、高齢・重度・重複障がい・医療的ケアや行動障がい等、さまざまなニーズのある人たちの利用が多くなることが想定され、介護等個別支援を必要にする人たちに対して、居宅介護等を活用することで地域での自立生活が可能となる。また、その人たちが利用できるようにハード面での整備を推進することが重要であり、それとともに、職員の夜間常勤、休日の日中支援、医療的ケア、長時間の見守り支援の実施が可能となるように、報酬、運営基準、人員配置の見直しをする必要がある。

①障がいが重い人の地域生活を支えるために、グループホームの居宅介護、訪問看護等の外部サービスの柔軟な活用ができるようにする。特に、医療的ケアの必要な人たちにとって、訪問看護など在宅医療の利用・活用の拡大が急務であり、これらの複合的利用により地域の中のケアホームで長く安定的に生活できるようにすべきである。

②高齢化等により日中活動にかかる支援を利用することが困難であるか、またはそれを必要としない人が日中グループホームで過ごすことができるように、支援体制の確保が必要である。また、休日支援のあり方については、休日日中支援として組み入れ、365日対応を加算等で算定できるようにする。

③地域生活における24時間365日対応する「安心コールセンター」を設置することができるようにする。



施設入所支援から地域生活への移行のさらなる推進が必要である。入所・入院に至るプロセスの検証を行い、地域生活のために社会資源の拡充をしなければならない。

本来は誰でもが地域で暮らしを営む存在であり、障がい者が一生を施設や病院で過ごすことは普通ではない。入所・入院者が住みたいところを選ぶ、自分の暮らしを展開するなど、障がい者本人の意思や希望、選択が尊重される支援の仕組みと選択肢を作ることの早急に求められる。

地域移行プログラムと地域定着支援は、実際に地域生活を始められるように、一人ひとりの状況に合わせて策定される。地域移行プログラムでは、入所・入院者に選択肢が用意され、本人の希望と納得のもとで施設や病院からの外出、地域生活を楽しむ体験、居住体験等のプログラムも提供される。また、地域定着支援では、地域生活に必要な支援、その他福祉制度に関する手続等の支援や必要とする社会資源に結び付けるなどの環境調整も行うものとする。

障がい者の地域生活を支える上で、ショートステイやレスパイト支援、医療ケアを充実させる必要がある。また、重度の障がい者が地域生活をするための長時間介助を提供する社会資源を整備する必要がある。

一方、長期入所や入院を余儀なくされ、そのために家族と疎遠になり住む場がない状況にある障がい者に対する住宅確保のための施策は極めて重要であり、大規模化、多棟化しないよう配慮しつつグループホームを整備することが重要である。また、家賃補助等の収入保障の充実は継続した課題である。

施設待機者は、全てが真に施設入所の必要な者とは言えない。障害福祉計画等で単純に施設待機者数を施設設置の根拠とすることは妥当ではない。施設待機者は、さまざまな福祉サービス利用の待機者であるという視点に立ち、具体的な地域基盤の整備を進めることが必要である。また再入所・再入院についても、障がい者本人の問題としてのみ捉えるのではなく、地域支援の不足・不備からくるものとして検証し、再び地域移行にむけて支援を行うことが必要である。

国は、地域における障害者向けの住宅、日中活動、訪問系サービス等を新たに大規模に提供することを目標にした地域基盤整備戦略を策定すべきである。この際、設定される数値目標は、今後行われる入所・入院者への調査の結果などに基づいて設定されるものとする。